

	<p>地方法人税法第二十四条</p>	<p>る欠損金額若しくは同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの</p>
	<p>修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第七条第一項又は第二項の更正</p>
	<p>修正申告書の提出又は更正若しくは決定</p>	<p>更正</p>
	<p>で決定</p>	<p>の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定</p>

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 相手国等の法令に基づき、居住者又は内国法人に係る当該相手国等の租税（当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限る。）の課税標準等（当該居住者又は内国法人の所得税法第九十五条第四項第一号又は法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等に係るものに限る。以下この項において同じ。）につき更正又は決定に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等に関し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の国外所得金額（各年分の所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は内国法人の各事業年度の国外所得金額（各事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額（各連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいい、同法第六十九条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうちに増額されるものがあり、かつ、これらの金額が増額されることによつて当該居住者の各年分の所得税の額又は当該内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額、各連結事業年度の

連結所得に対する法人税の額若しくは各課税事業年度の地方法人税の額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者又は当該内国法人の更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の国外所得金額又は当該内国法人の各事業年度の国外所得金額若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額を基礎として、更正をすることができる。

第十一条第四項中「及び第四項」を「、第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第九項、第四十六条の二第二項及び第三項」に、「第百五十一条、第百五十二条」を「第百五十一条、第百五十一条の二、第百五十二条（第一項を除く。）」に改め、同項の表国税通則法の項中

第四十七条

納税の猶予	徴収の猶予
-------	-------

を

第四十六条の二第二項
第四十六条の二第四項
第四十六条の二第五項
第六項及び第十項
第四十七条

納税の猶予	徴収の猶予
納税	徴収
納付する	相手国等に納付する
一時に	相手国等に一時に
納税	徴収

に、

第四十九条第一項第一号

完納する	相手国等において完納する
------	--------------

を

第四十九条第一項第一号	完納
第四十九条第一項第四号	を滞

納した	相手国等において完納する
する	について租税条約等実施特例

法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定がされた

に改め、同項の表国税徴収法の項中「が租

税条約等実施特例法」を「が相手国等（租税条約等実施特例法）」に、「相手国等」を「相手国等を

い、「」に改め、「我が国」の下に「とする。次条において同じ。」を加え、

第百五十二条

第百五十一条の二第一項

一時	納税	の納	の取	の取	た日
----	----	----	----	----	----

第四十六条第四項

第四十六条第五項

を

第五百五十一条の二第二項

の滞

第五百五十一条の二第三項

一時

納税

に	相手国等に一時に
に	相手国等における納税に
期限（延納又は物納の許可 消しがあつた場合には、そ	に係る共助実施決定通知書 （租税条約等実施特例法第十

に	の	<p>納がある</p>	<p>消しに係る書面が発せられ)</p>
相手国等に一時に	徴収の	<p>定める をしている場合その他政令で 一項において同じ。)が徴収 長等をいう。第百五十九条第 第一項に規定する所轄国税局 税条約等実施特例法第十一条</p>	<p>一条第二項(相手国等の租税 の徴収の共助)に規定する共 助実施決定通知書をいう。) を発した日 について所轄国税局長等(租 税条約等実施特例法第十一条</p>

に、
「租税条約等実施特例法第十一条第一

項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する所轄国税局長等が同条第三項を「所轄国税局長等が租税条約等実施特例法第十一条第三項（相手国等の租税の徴収の共助）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例」を
「第四節の二 内部取
第四節の三 居住者

引に係る課税の特例等（第四十条の三の三・第四十条の三の四）

の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例
に、「第六十六条の四・第六十六条の

四の二」を「第六十六条の四―第六十六条の四の三」に改める。

第一条中「法人税、」を「法人税、地方法人税、」に、「相続税法」を「地方法人税法（平成二十六年法律第 号）、相続税法」に改める。

第二条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三及び四 削除

第二条第一項第五号中「法人課税信託」の下に「恒久的施設」を加え、同条第二項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 恒久的施設 法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。

第二条第二項第二十七号中「及び」を「及び同法第四百四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載したもの並びに」に改める。

第二章（第三条の二、第五条の二第六項及び第四十一条の二十一を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「国内に恒久的施設を有する外国法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改める。

第三条第二項中「所得税法第六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中「第二百二十八条第一項」の下に「並びに次条」を加える。

第三条の二の見出し中「内国法人等に対して支払う」を削り、同条中「内国法人又は国内に」を「居住

者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは」に、「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に改める。

第五条の二第二項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改め、同条第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に、「同項」を「第一項」に、「所得税法」を「同法」に改め、同条第六項中「内国法人又は国内に」を「居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは」に改め、同条第七項第四号中「第六十二条に規定する条約」を「第六十二条第一項に規定する租税条約」に改める。

第五条の三第三項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に、「所得税法」を「同法」に改め、同条第四項第四号中「第六十二条に規定する条約」を「第六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第十項中「若しくは第九条の六第四項」を削る。

第六条第一項及び第二項中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に改め、同条第六項中「そ

の者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に、「が、同項」を「が、第四項」に、「所得税法」を「同法」に改め、同条第九項中「若しくは主たる事務所」の下に「の所在地」を加え、「名称及び本店又は主たる事務所」を「名称、本店又は主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号」に改める。

第八条の二第二項中「所得税法第六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中「所得税法第六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改める。

第八条の四第三項第四号中「及び第九十五条」を「第九十五条及び第六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第六十五条の六中」に改める。

第九条第一項第一号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改め、同条第三項中「内国法人等に対して支払う」を削る。

第九条の四第四項中「第六十一条第四号」を「第六十一条第一項第八号」に、「又は第五号」を「又は第九号」に改める。

第九条の四の二第一項中「収益の分配」の下に「(恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるものにあつては、法人税法第四百十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。)」を加え、同条第二項中「その他の資産」の下に「恒久的施設を有する外国法人に対し支払われるものにあつては、当該恒久的施設に帰せられるものに限る。」を加える。

第九条の六を次のように改める。

第九条の六 削除

第九条の八中「第三十七条の十四第十五項及び第十六項」を「第三十七条の十四第二十五項及び第二十六項」に改める。

第十条第一項中「他の者」の下に「(当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第

一号に規定する事業場等を含む。」を加え、同条第六項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 増加試験研究費の額（当該個人のその年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。）の年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から当該個人の比較試験研究費の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が当該比較試験研究費の額の百分の五に相当する金額を超え、かつ、当該試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合 当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額

第十条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により読み替えられた前条第三項又は第五項の規定の適用を受ける場合の同条第十一項

の規定の適用については、同項中「第五項の」とあるのは「第五項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、「第四項」とあるのは「第四項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。」とする。

第十条の二の二第一項第一号ハを削り、同号二中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号二を同号ハとし、同条第三項中「供したエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第六項中「及びハ」を削り、同条第七項中「又は」を「及び」に改める。

第十条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「（第三項）の下に「及び第五項」を加え、「。第三項」を「。第五項」に改め、同条第十項中「第三項又は第四項」を「第五項から第七項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第十条の三第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第五項及び第六項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改

め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「おける」の下に「第五項又は第六項に規定する」を加え、「第三項」を「これら」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「につき」の下に「第五項又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中「同項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第五項」を削り、「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項に規定する個人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項、第三項及び前項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に

相当する金額（当該供用年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する個人が、指定期間のうち産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第十条の五の五第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項、次項及び第六項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）

と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定生産性向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定生産性向上設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十条の五第一項中「平成二十六年」を「平成二十八年」に改める。

第十条の五の四第一項中「平成二十八年」を「平成三十年」に、「百分の五以上」を「百分の五（平成二十六年又は平成二十七年の各年にあつては百分の二とし、平成二十八年にあつては百分の三とする。）

以上」に改め、同項第二号中「以上であること」を「を超えること」に改め、同条第二項第三号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「次号及び第五号」を「以下この項」に改め、同項第六号及び第七号を次のように

改める。

六 平均給与等支給額 適用年の継続雇用者（当該適用年及び当該適用年の前年において給与等の支給を受けた国内雇用者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に対する給与等の支給額として政令で定める金額を当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 適用年の前年の継続雇用者に対する給与等の支給額として政令で定める金額を適用年の前年の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

第十条の五の四の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の五 青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（第五項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第二条第

十三項に規定する生産性向上設備等に該当するものうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この条において同じ。）をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第五項及び第六項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額の百分の五十（建物及び構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定生産性向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定生産性向上設備等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 青色申告書を提出する個人が、産業競争力強化法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第六項において「特定期間」という。）内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の取得価額から当該特定生産性向上設備等について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

4 個人の有する特定生産性向上設備等で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項及び次項」とする。